

平成25年漁獲可能量の配分総括表(案)

第1種 特定海洋生物資源	漁獲可能量 (万トン)	大臣管理分			
		指定漁業の種類	数量 (万トン)	操業区域	数量 (トン)
さんま	※1	北太平洋さんま漁業	※1		
すけとうだら	※1	沖合底びき網漁業	※1	日本海	} ※1
				オホーツク海	
				太平洋	
まあじ	<u>20.4</u>	大中型まき網漁業	<u>7.8</u>		
まいわし	<u>36.0</u>	大中型まき網漁業	<u>18.8</u>		
まさば及びごまさば	※1	大中型まき網漁業	※1		
するめいか	<u>32.9</u>	沖合底びき網漁業	<u>5.19</u> ※2		
		大中型まき網漁業	<u>1.60</u> ※2		
		いか釣り漁業	<u>6.65</u> ※2		
		小型するめいか釣り漁業	<u>9.16</u> ※2		
ずわいがに	※1 トン	沖合底びき網漁業 及び ずわいがに漁業	※1 トン	A海域(西部日本海)	} ※1
				B海域(北部日本海)	
				D海域(オホーツク海)	
				E海域(北部太平洋)	

※1 さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

※2 漁獲可能量を漁業種類別、都道府県別に配分する比率は、3年に1度、漁獲実績比率の直近3カ年平均値を用いて設定。なお、関係業界に漁業実態等を踏まえた別途の合意がある場合には、それを尊重。

平成25年 都道府県に対する配分表（案）

単位:トン

都道府県	さんま	すけとうだら	まあじ	まいわし	まさば及び ごまさば	するめいか	ずわいがに
北海道			若干	若干		若干	
青森県			若干			若干	
岩手県			若干	若干		若干	
宮城県			若干	若干		若干	
秋田県			若干				
山形県			若干			若干	
福島県							
茨城県							
千葉県			若干	16,000		若干	
東京都							
神奈川県			若干	21,000			
新潟県			若干			若干	
富山県			若干			若干	
石川県			若干	若干		若干	
福井県			若干			若干	
静岡県			若干	14,000		若干	
愛知県			若干	10,000		若干	
三重県			若干	28,000		若干	
京都府			若干	若干			
大阪府			若干	若干			
兵庫県			若干	若干		若干	
和歌山県			4,000	若干		若干	
鳥取県			若干			若干	
島根県			34,000	28,000		若干	
岡山県							
広島県			若干				
山口県			6,000	若干			
徳島県			若干	若干			
香川県			若干				
愛媛県			5,000	若干			
高知県			若干	15,000		若干	
福岡県			若干	若干		若干	
佐賀県			若干				
長崎県			24,000	若干		若干	
熊本県			若干	若干			
大分県			若干	若干			
宮崎県			若干	若干			
鹿児島県			6,000	若干			
沖縄県							

※ さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば並びにずわいがにの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。